

丹波市学校給食調理等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の定義

丹波市は、令和8年4月から柏原・氷上学校給食センター及び春日学校給食センター（以下「センター」という。）において、学校給食の調理等業務を委託する事業者の選定を行う。

事業者の選定にあたっては、衛生管理体制や社内教育の実施状況など、安全・安心な給食提供に対する具体的かつ意欲的な取組姿勢や、給食調理業務の安定的な実施に関する能力を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を採用する。

本実施要領は、丹波市学校給食調理等業務（以下「本業務という。」）に係る実施に関して必要な事項を定めたもので、本実施要領に併せて配付する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これらの資料を含めて「実施要領等」と定義する。

要求水準書：丹波市が事業者に要求する具体的なサービスの最低水準を示すもの
様式集：提案書等関係書類の作成に使用する様式を示すもの

2 業務の概要

（１）業務番号・業務名 丹教総業第59号 丹波市学校給食調理等業務

（２）履行場所

丹波市氷上町石生77番地3 丹波市立柏原・氷上学校給食センター
丹波市春日町野村2476番地 丹波市立春日学校給食センター

（３）業務内容

「要求水準書」のとおり

（４）履行期間

契約日の翌日から令和13年3月31日まで

（５）業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(6) 業務委託料

業務委託料については、5年間総額で951,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※契約日の翌日から令和7年度末までは、準備期間中とし業務委託料は発生しない。

3 丹波市学校給食調理等業務公募型プロポーザル評価委員会

事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、丹波市学校給食調理等業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

4 参加資格者の要件等

(1) 参加資格者要件

本業務の事業者選定に参加する事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 令和3年度以降、ドライシステムの学校給食センター1施設で1日2,000食以上の調理等業務の経験を有し、かつ同規模の学校給食センター等における調理等業務委託契約を現在も締結していること。
- ③ 文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、本業務を遂行できること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ⑤ プロポーザル参加意向申出書の提出日において、丹波市指名停止基準（平成18年丹波市告示第778号）による指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 次に掲げるものが、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

(ア) 本事業に係る評価委員会の委員

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例（平成24年丹波市条例第53号）第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）の規定による精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 市内又はその近郊（兵庫県内又はその近隣で概ね2時間以内に駆け付けられると判断できる場所）に本社、支社又は営業所等を本業務の受注開始まで

に設置し、緊急時に迅速に対応できる体制がとれること。

- ⑨ 国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税は本市の課税に限る。
- ⑩ 製造物責任（P L）法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。
- ⑪ 過去 3 年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けていないこと。
- ⑫ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられていないこと。
- ⑬ 契約締結時において、上記の要件を満たす履行保証人を確保すること。

（２）参加資格の確認

事業者の参加資格の確認は、プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）の提出を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までには備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

（３）その他

- ① 市が提示する質疑への回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、事業者に通知する。

５ スケジュール

項 目		日 程
実施要領等の公表		令和 7 年 10 月 1 日（水）
実施要領等関係書類に関する 質問	受 付	令和 7 年 10 月 15 日（水）正午まで
	回 答	令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 2 時から
参加意向申出書等の提出締め切り		令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時 15 分まで
参加資格確認結果通知書の送付		令和 7 年 11 月 6 日（木）
提案書等関係書類提出の締め切り		令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時 15 分まで
提案審査の実施		令和 7 年 12 月 8 日（月）※別途通知
提案審査結果の通知		令和 7 年 12 月中旬
業務委託契約の締結		令和 8 年 1 月中旬

※各項目において、窓口での受付及び応対時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、土曜日、日曜日、祝日、令和 7 年 12 月 29 日～令和 8 年 1 月 3 日は受付できない。

6 実施要領等の公表

本業務に関する実施要領等の資料は、本市のホームページからダウンロードすること。 <http://www.city.tamba.lg.jp>

※ 本市トップページ⇒しごと・産業⇒入札・契約⇒プロポーザル

7 実施要領等関係書類に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

本実施要領及び要求水準書に関して不明な点がある場合は、質問書（様式6）を電子メールで送信すること。（内容を簡潔にまとめて記載すること。）

(2) 提出期限 令和7年10月15日（水）正午必着

(3) 宛 先 丹波市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 学校給食係
担当：坂東・吉積 0795-70-0880
電子メール：kyouiku-soumu@city.tamba.lg.jp

(4) 提出書類 質問書（様式6）

(5) 提出方法

上記のメールアドレスに電子メールにより提出すること。送信時は、件名を「丹波市学校給食調理等業務公募型プロポーザル質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。

送信後は、必ず送信の連絡と、到達の確認を電話にて行うこと。

(6) 質問への回答

令和7年10月20日（月）午後2時以降に、質問者名を伏せて本市ホームページに回答を掲載する。なお、質問への回答内容は、実施要領等の追加又は修正事項とする。

8 参加表明の手続き

参加される事業者は、関係書類を以下により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時15分必着

(2) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日及び閉庁時は受付不可とする。

(3) 提出先 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地
丹波市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 学校給食係

(4) 提出部数 製本2部(正本1部、副本1部)

(5) 提出書類

以下の①から⑨までの書類を、様式1を1ページとして、順次にA4判フラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「丹波市学校給食調理等業務プロポーザル参加表明関係書類」及び「会社名」を記載し提出のこと。

原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可)用紙、横書き、左綴じとしページ番号を付すること。

また、インデックス等を使用し、提出書類がわかりやすくすること。

なお、全ての書類において、押印する印鑑は入札参加資格申請書に届出している印、もしくは会社印及び代表者実印(法務局への登録印鑑)とする。

- ① プロポーザル参加意向申出書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 国税等納税証明書(様式3)
- ④ 会社概要(様式4) ※会社のパンフレット等がある場合は添付すること。
- ⑤ 業務実績書(様式5)
- ⑥ 会社の沿革及び組織のわかる書類
- ⑦ 直近決算3年分の決算書(貸借対照表、損益計算書)
- ⑧ 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)
※写し可。ただし、提出日直前3か月以内に発行されたものに限る。
- ⑨ 製造物責任(PL)法(平成6年法律第85号)に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していることを証する書類の写し。

※ 本市の入札参加資格者名簿に登録がない参加者については、入札参加資格審査に必要な書類を提出すること。

(本市ホームページ 検索用ID: 9529 [物品、役務])

<https://www.city.tamba.lg.jp/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/2/9529.html>

(6) 無効となる応募書類

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

9 参加資格確認の結果通知

提出された書類について、その内容を審査し、参加資格の認否について参加資格確認結果通知書（様式7）により通知する。

10 提案書等関係書類の提出

参加資格確認結果通知書（様式7）により参加資格を満たした事業者は、提案書等関係書類を次により提出すること。

（1）提出期限 令和7年11月20日（木） 午後5時15分必着

※持参の場合は、土日祝日及び閉庁時間は受付不可とする。

（2）提出方法 持参又は郵送

（3）提出先 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地
丹波市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 学校給食係

（4）提出部数 製本15部（正本1部、副本14部）

（5）提出書類

以下の①から⑥までの書類を、様式9を1ページとして、順次にA4判フラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「丹波市学校給食調理等業務提案書等関係書類」及び「会社名」を記載し提出のこと。

原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。

インデックス等を使用し、提出書類がわかりやすくすること。

いずれの書類も、会社名の記載は正本のみとし、副本14部には会社名を記載しないこと。

押印する印鑑は入札参加資格申請書に届出している印、もしくは会社印及び代表者実印（法務局への登録印鑑）とする。

① 提案書（様式9）

② 項目別提案書（様式9-1～様式9-7）

③ 作業手順書（作業工程マニュアル）（様式10）

④ 業務責任者選任予定書兼経歴書（様式11）※センター毎に作成すること。

⑤ 業務副責任者選任予定書兼経歴書（様式12）※センター毎に作成すること。

⑥ 業務見積書（様式13）、見積内訳書（様式13-1）

・ 要求水準書及び提案書等関係書類に基づき作成すること。

・ 業務見積書（様式13）は、年度毎の見積金額を記入のうえ、5年間の総

額を記入すること。

- ・ 見積内訳書（様式 13－1）は、見積内訳（積算根拠）を記入し、年度毎及びセンター毎に作成すること。

（6）無効となる書類

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 履行不可能な内容が記載されているもの
- ⑤ 複数の提案又は矛盾する提案が記載されているもの
- ⑥ 業務見積書（様式 13）の見積金額が、上限金額を超える場合、又は異常に少額であるなど、本業務の適正な履行に支障があると判断されるもの

11 提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施方法

（1）実施方法

- ① 審査の実施方法は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成 28 年 3 月 18 日告示第 191 号）の定めによる公募型プロポーザル方式とする。
- ② 審査は、別に定める評価要領及び評価基準に基づき、提案書等関係書類の審査、プレゼンテーション並びにヒアリングを実施する。
- ③ 審査の結果、1 位が 2 者以上ある時は、評価要領及び評価基準の定めにより決定する。
- ④ 参加資格者が 1 者の場合でも審査を実施し、評価委員会において最低水準点を満たし、適切な事業者であるかを審査する。

（2）日時：令和 7 年 12 月 8 日（月）（予定） ※時間等詳細は別途通知する。

（3）場所：丹波市立山南住民センター 集会室

（4）プレゼンテーション内容

1 者あたり 40 分以内とし、そのうち冒頭の 20 分は事業者による提案のプレゼンテーションとし、評価委員によるヒアリングを 20 分程度実施する予定とする。

※準備・撤収は、審査前後の 10 分間の休憩時間に行うこと。

（5）プレゼンテーションの留意事項

- ① 当日使用するスクリーンは本市で用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器等は、事業者が用意すること。
- ② 当日の出席者は 3 名までとし、業務責任者として選任予定の者は、必ず出

席すること。

- ③ プレゼンテーションの順番は、提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。
- ④ 資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料の受け付けはしない。
- ⑤ 提出のあった提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価対象としない。
- ⑥ プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とする。
- ⑦ プレゼンテーション及び評価委員によるヒアリングは、音声の録音を行う。

12 契約の締結

本委託業務の受託候補者として特定された事業者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

最終的な契約内容及び契約金額については、受託候補者として特定された事業者と発注者が契約締結に向けて協議・調整し、最終的な業務内容及び契約金額を確定するものとする。よって、提案内容及び提案時の業務見積書の見積金額でそのまま契約の締結をするものではない。

13 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、当該の応募事業者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 業務見積書の見積金額が、上限を超えたとき。
- (4) 公正を欠いた行為があったとして評価委員会が認めた場合。
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、評価委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合。
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格者要件を欠く事態が生じた場合。
- (8) その他、評価委員会が社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認めた場合。

14 その他留意事項

- (1) 事業者は、参加意向申出書等の書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 事業者から実施要領等に基づき提出される提案書等関係書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、本市が選定結果の公表等に必要とする場

- 合は、提案書等関係類の内容を使用できるものとする。
- (4) 提出書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。
 - (5) 提出書類等は、必要に応じて複製（庁内及び評価委員会での使用に限る。）を作成することがある。
 - (6) 提出書類等について、丹波市情報公開条例（平成 16 年丹波市条例第 9 号）に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
 - (7) 提出後の提出書類の修正等は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、その提出期限内においてのみ可能とする。
 - (8) 提出書類等の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。
 - (9) 事業者が参加を辞退するときは、必ず、参加辞退届（様式 8）を提出すること。
 - (10) 選定結果は、プレゼンテーション審査結果通知書（様式 14）により全ての事業者に通知する。
また、受託候補者の特定結果について、本市ホームページに公表するものとする。ただし、審査経緯は公表しない。
 - (11) 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。
 - (12) 業務履行の開始前において委託業務に必要な準備は、事業者の費用負担により行うこと。

15 事務局

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

丹波市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 学校給食係（担当：坂東・吉積）

電話番号：0795-70-0880（課直通）、FAX：0795-70-0814

電子メール：kyouiku-soumu@city.tamba.lg.jp